

第 7 5 号議案

志木市子ども医療費の助成に関する条例及び志木市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

(志木市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 志木市子ども医療費の助成に関する条例（昭和 4 7 年志木市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出しを「（受給資格等の確認）」に改め、同条中「より、」を「より」に、「を提示し」を「の提示その他の方法により当該子どもがこの条例による医療費の助成の対象者であることの確認を受け」に改める。

(志木市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 志木市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成 4 年志木市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出しを「（受給資格等の確認）」に改め、同条中「より、」を「より」に、「を提示し」を「の提示その他の方法により受給者であることの確認を受け」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

子ども医療費等に係る受給資格の確認方法の追加をしたいので、地方自治法第 1 4 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。